

関税割当公表 新旧対照表

【令和6年11月29日付け6輸国第2876号 関税割当公表第TRQ-10号及び令和6年12月13日付け6輸国第3105号関税割当公表第CSQ-JP10、CSQ-JP12及びCSQ-JP13号並びにTRQ-JP3、TRQ-JP4号】

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 関税割当申請者の資格</p> <p>割当年度の前年度又は割当年度において、第13の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者であって、次の1又は2のいずれかの要件に該当する者</p> <p>1 (略)</p> <p>2 その他用</p> <p>(1) ビール等原料用 <u>(麦芽を輸入時と同一状態で販売（譲渡）する場合のほか、麦芽を加工又は製品化した後、麦芽の本質を保持した状態（注）で販売（譲渡）する場合であっても、最終的にビール等原料用として使用するものを含む。以下同じ。)</u> 以外の用途に供するための麦芽の使用を事業目的とする法人又は麦芽を使用することが確実と認められる個人事業者（以下「その他製造者」という。）であることについて、法人にあっては登記事項証明書の目的欄、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提出することができる者</p> <p>(2) <u>(1)のその他製造者に対して輸入麦芽を販売することを事業目的とする法人又は輸入麦芽を販売することが確実と認められる個人事業者（以下「その他販売者」という。）</u>であることについて、法人にあっては登記事項証明書の目的欄、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提出することができる者</p> <p>(注) 「麦芽の本質を保持した状態」とは、「食品表示基準Q&Aについて（平成27年3月30日付け消食表第140号）」の「総則-14」の「加工」の定義に該当する状態をいう。例えば、麦</p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 関税割当申請者の資格</p> <p>割当年度の前年度又は割当年度において、第13の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者であって、次の1又は2のいずれかの要件に該当する者</p> <p>1 (略)</p> <p>2 その他用</p> <p>(1) ビール等原料用以外の用途に供するための麦芽の使用を事業目的とする法人又は麦芽を使用することが確実と認められる個人事業者（以下「その他製造者」という。）であることについて、法人にあっては登記事項証明書の目的欄、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提出することができる者</p> <p>(2) その他製造者に対して輸入麦芽を販売することを事業目的とする法人又は輸入麦芽を販売することが確実と認められる個人事業者（以下「その他販売者」という。）であることについて、法人にあっては登記事項証明書の目的欄、個人事業者にあっては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において確認可能な記載のあるものを提出することができる者</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>芽を粉碎し、袋詰めした製品は「麦芽の本質を保持した状態」であるとみなす。</u></p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 提出書類</p> <p>提出書類は次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 その他用</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(6) 本公表に基づく関税割当申請により割当てを受けた麦芽(加工したものを含む。)をビール等原料用として使用しない旨又は酒類製造者に販売(譲渡)しない旨の誓約書(別記様式3)</u></p> <p>第8～第13 (略)</p> <p>第14 その他</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>第6 (略)</p> <p>第7 提出書類</p> <p>提出書類は次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 その他用</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第8～第13 (略)</p> <p>第14 その他</p> <p>1～7 (略)</p> <p><u>8 本公表は、令和7年度の関税割当てから適用する。</u></p>

別記様式1・2 (略)

別記様式2の次に以下の様式を加える。

別記様式1・2 (略)

別記様式3

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者氏名（名称）：
申請者住所：
代表者の役職・氏名（注）：

誓 約 書

「（協定名）」（令和 年 月 日付け 輸国第 号関税割当公表第 号）の「麦芽の関税割当てについて」（以下「公表」という。）に基づき、割当てを受けたその他用の麦芽（加工したものも含む。）は、割当てを受けた用途にのみ使用又は販売（譲渡）し、他の用途には使用又は販売（譲渡）しないこと及び下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

1 公表第5の2の(1)のその他製造者として割当てを受けた者

- (1) ビール等原料用として自ら使用しないこと
- (2) 割当てを受けた用途に従って製造した製品を販売（譲渡）する場合にあっては、最終的に当該製品をビール等原料用として使用しない者に販売（譲渡）すること

2 公表第5の2の(2)のその他販売者として割当てを受けた者

その他販売者が割当てを受けた用途に従って、その他販売者から麦芽を入手した（公表別記様式2－1及び同2－2に記載の）その他製造者についても、次の(1)及び(2)が遵守されることを確認した。

- (1) ビール等原料用として自ら使用しないこと
- (2) 製造した製品を販売（譲渡）する場合にあっては、最終的にビール等原料用として使用しない者に販売（譲渡）すること

以 上

（注）申請者の氏名、住所、代表者名を記入する。

附 則

この通知は、令和8年度の関税割当てから適用する